

# 北海道指定自立支援医療機関指定要領

## 第1 目的

この要領は、北海道における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関の指定について、自立支援医療の給付水準の確保並びに指定事務の円滑かつ適正な運営を図るため必要な事項を定めるものとする。

## 第2 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）に関する事項

### 1 指定の申請等

#### (1) 指定の申請

ア 法第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関の指定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、病院又は診療所にあつては様式1、薬局にあつては様式2、指定訪問看護事業者等、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者（以下「指定訪問看護事業者等」という。）にあつては様式3による「指定自立支援医療機関指定申請書（以下「申請書」という。）を知事（政令市及び中核市に所在する病院又は診療所及び薬局、指定訪問看護事業者等を除く。以下同じ。）に提出しなければならない。

なお、申請者が、育成医療又は更生医療いずれか単独での指定を希望する場合は、申請書にその旨を明記しなければならない。

イ 指定自立支援医療機関は、次のいずれかに該当する場合は、法第59条第1項の規定による申請書を知事に提出しなければならない。

（ア）医療機関の所在地又は開設者の変更により医療機関コードが変更となる場合

（イ）病院又は診療所において、担当する医療の種類を変更又は追加する場合

#### (2) 指定の更新の申請

指定自立支援医療機関は、6年ごとにその更新を申請しようとする場合、法第60条第1項の規定により、病院又は診療所にあつては様式11、薬局にあつては様式12、指定訪問看護事業者にあつては様式13による「指定自立支援医療機関指定更新申請書（以下「更新申請書」という。）」を知事に提出しなければならない。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第59条の規定に該当する指定自立支援医療機関については、指定の効力を失う日前6月から同日前3月までの間に別段の申出がないときは、法第60条第1項の規定による申請があったものとみなされるため、この申請をする必要はない。

#### (3) 変更等の届出

ア 指定自立支援医療機関は、次のいずれかに該当する場合は、法第64条の規定により、速やかに「指定自立支援医療機関指定変更届出書（様式7）」を知事に提出しなければならない。

（ア）医療機関の名称又は所在地に変更があったとき。

（イ）開設者の住所又は氏名（名称）に変更があったとき。

（ウ）病院又は診療所において、担当する自立支援医療の種類に関係のある標ぼう科目に変更があったとき。

（エ）病院又は診療所において、自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師に変更があったとき。

（オ）病院又は診療所において、自立支援医療を行うために必要な設備の概要に変更が

あったとき。

- (カ) 診療所において、患者を収容する施設の有無及び有するときのその収容定員に変更があったとき。
- (キ) 薬局において、管理薬剤師に変更があったとき。
- (ク) 薬局において、調剤のために必要な設備及び施設の概要に変更があったとき。
- (ケ) 指定訪問看護ステーション等において、訪問看護事業等に従事する職員の定数に変更があったとき。
- イ 指定自立支援医療機関は、業務を休止し、廃止し、又は再開したときは、規則第63条の規定により、速やかに「指定自立支援医療機関（休止・廃止・再開）届出書（様式9）」を知事に提出するものとする。
- ウ 指定自立支援医療機関は、次のいずれかに該当する処分を受けたときは、規則第63条の規定により、速やかに「指定自立支援医療機関の処分に係る届出書（様式10）」を知事に提出するものとする。
  - (ア) 医療法（昭和23年法律第205号）第24条、第28条又は第29条に規定する処分
  - (イ) 健康保険法（大正11年法律第70号）第95条に規定する処分
  - (ウ) 介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項に規定する処分
  - (エ) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第72条第4項、第75条第1項又は第75条の2第1項に規定する処分
  - (オ) 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）第23条、第48条若しくは第49条に規定する処分
  - (カ) 臨床研究法（平成29年法律第16号）第20条に規定する処分

#### (4) 辞退の申出

指定自立支援医療機関は、法第65条の規定による辞退の申出を行う場合は、1月以上の予告期間を設けて、「自立支援医療機関指定辞退申出書（様式8）」を知事に提出しなければならない。

#### (5) 申請書等の提出先等

申請者及び指定自立支援医療機関は、(1)から(4)の申請書等に別表に掲げる関係書類を添付の上、医療機関の所在地を管轄する総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課（以下「社会福祉課」という。）に提出するものとする。

なお、提出された申請書等については、社会福祉課において記載内容や指定自立支援医療機関の指定状況などを十分に確認の上、保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課（以下「障がい者保健福祉課」という。）に進達するものとする。

## 2 指定基準

知事は、指定自立支援医療機関の指定等に当たっては、別紙1「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定基準」に基づき審査する。

## 3 指定等

- (1) 知事は、法第59条第1項の規定による指定を行った場合は、病院又は診療所にあつては様式17、薬局にあつては様式19、指定訪問看護事業者等にあつては様式20による「指定自立支援医療機関指定通知書」により、指定自立支援医療機関に通知するとともに、告示する。
- (2) 知事は、1の(1)の指定申請において、申請者から特段の申出がない場合は、育成医療及び更生医療の双方の申請があつたものとして取り扱う。
- (3) 知事は、病院又は診療所の指定に当たっては、北海道社会福祉審議会運営規程（昭和

39年2月17日北海道社会福祉審議会決定。以下「審議会運営規程」という。)に基づき北海道社会福祉審議会(以下「審議会」という。)に諮問する。

(4) 知事は、法第59条第1項の規定による指定に当たっては、原則として指定の決定をした日の属する月の翌月初日を指定年月日として指定する。

(5) 知事は、1の(1)の指定申請又は1の(2)の更新の申請において、法第59条の第2項の各号のいずれかに該当し、指定自立支援医療機関の指定若しくは更新をしない場合は、申請者に対し、「指定自立支援医療機関指定申請却下通知書(様式21)」により通知する。

(6) 知事は、法第60条第1項の規定による指定の更新を承認したときは、病院又は診療所にあつては様式26、薬局にあつては様式28、指定訪問看護事業者等にあつては様式29による「指定自立支援医療機関指定更新通知書」により、指定自立支援医療機関に通知するとともに、告示する

また、知事は、指定の更新の際に変更届の提出漏れが確認された場合は、指定自立支援医療機関に対し、速やかに変更届を提出させるなどの指導を行う。

(7) 知事は、法第64条の規定による変更の届出について、変更を承認したときは、指定自立支援医療機関に対し、「指定自立支援医療機関変更通知書(様式22)」により通知するとともに、名称又は所在地の変更については告示する。

(8) 知事は、担当する医師、歯科医師又は薬剤師の変更の届出等があつた場合は、変更後の医師、歯科医師又は薬剤師の経歴等を審査する。このうち医師又は歯科医師の変更については、審議会運営規程に基づき審議会に諮問する。

なお、新たに届け出る医師又は歯科医師が指定自立支援医療機関の主として担当する医師又は歯科医師としての経歴を有することを確認した場合は、諮問を行わない。

審査結果が不相当と認められたときは、他の医師、歯科医師又は薬剤師への変更等の指導を行う。

(9) 知事は、規則第63条の規定による休止、再開又は廃止の届出を受理したときは、指定自立支援医療機関に対し、「指定自立支援医療機関休止・再開・廃止通知書(様式23)」により通知するとともに、告示する。

(10) 知事は、法第65条の規定による辞退の申出を受理したときは、指定自立支援医療機関に対し、「指定自立支援医療機関指定辞退通知書(様式25)」により通知するとともに、告示する。

#### 4 指定の取消し

知事は、指定自立支援医療機関が法第68条の各号のいずれかに該当し、その指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止する場合は、当該指定自立支援医療機関に対し、「指定自立支援医療機関指定取消通知書(様式24)」により通知するとともに、告示する。

### 第3 指定自立支援医療機関(精神通院医療)に関する事項

#### 1 指定の申請等

##### (1) 指定の申請

ア 法第59条第1項の規定による申請者は、病院又は診療所にあつては様式4、薬局にあつては様式5、指定訪問看護事業者等にあつては様式6による申請書を知事(政令市に所在する病院又は診療所及び薬局、指定訪問看護事業者等を除く。以下同じ。)に提出しなければならない。

イ 指定自立支援医療機関は、医療機関の所在地又は開設者等の変更により医療機関コードが変更となる場合は、法第59条第1項の規定による申請書を知事に提出しなけ

ればならない。

(2) 指定の更新の申請

指定自立支援医療機関は、6年ごとにその更新を申請しようとする場合、法第60条第1項の規定により、病院又は診療所にあつては様式14、薬局にあつては様式15、指定訪問看護事業者にあつては様式16による更新申請書を知事に提出しなければならない。ただし、規則第59条の規定に該当する指定自立支援医療機関については、指定の効力を失う日前6月から同日前3月までの間に、別段の申出がないときは、法第60条第1項の規定による申請があつたものとみなされるため、この申請をする必要はない。

(3) 変更等の届出

ア 指定自立支援医療機関は、次のいずれかに該当する場合は、法第64条の規定により、速やかに「指定自立支援医療機関指定変更届出書(様式7)」を知事に提出しなければならない。

(ア) 医療機関の名称又は所在地に変更があつたとき。

(イ) 開設者の住所又は氏名(名称)に変更があつたとき。

(ウ) 病院又は診療所において、自立支援医療の種類に関係のある標ぼう科目に変更があつたとき。

(エ) 病院又は診療所において、自立支援医療を主として担当する医師に変更があつたとき。

(オ) 薬局において、管理薬剤師に変更があつたとき。

(カ) 指定訪問看護ステーション等において、訪問看護事業等に従事する職員の定数に変更があつたとき。

イ 指定自立支援医療機関は、業務を休止し、廃止し、又は再開したときは、規則第63条の規定により、速やかに「指定自立支援医療機関(休止・廃止・再開)届出書(様式9)」を知事に提出するものとする。

ウ 指定自立支援医療機関は、次のいずれかに該当する処分を受けたときは、規則第63条の規定により、速やかに「指定自立支援医療機関の処分に係る届出書(様式10)」を知事に提出するものとする。

(ア) 医療法第24条、第28条又は第29条に規定する処分

(イ) 健康保険法第95条に規定する処分

(ウ) 介護保険法第77条第1項に規定する処分

(エ) 医薬品医療機器等法第72条第4項、第75条第1項又は第75条の2第1項に規定する処分

(オ) 再生医療推進法第23条、第48条又は第49条に規定する処分

(カ) 臨床研究法第20条に規定する処分

(4) 辞退の申出

指定自立支援医療機関は、法第65条の規定による辞退の申出を行う場合は、1月以上の予告期間を設けて、「指定自立支援医療機関指定辞退申出書(様式8)」を知事に提出しなければならない。

(5) 申請書等の提出等

申請者及び指定自立支援医療機関は、(1)から(4)の申請書等に別表に掲げる関係書類を添付の上、医療機関の所在地を管轄する各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室健康推進課又は地域保健室健康推進課(以下「保健所」という。)に提出するものとする。

なお、提出された申請書等については、保健所において記載内容や指定自立支援医療機関の指定状況などを十分確認の上、障がい者保健福祉課に進達するものとする。

## 2 指定基準

知事は、指定自立支援医療機関の指定等に当たっては、別紙2「指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定基準」に基づき審査する。

## 3 指定等

(1) 知事は、法第59条第1項の規定による指定を行った場合は、病院又は診療所においては様式18、薬局にあつては様式19、指定訪問看護事業者等にあつては様式20による「指定自立支援医療機関指定通知書」により指定自立支援医療機関に通知するとともに、告示する。

(2) 知事は、法第59条第1項の規定による指定に当たっては、原則として指定の決定をした日の属する月の翌月初日を指定年月日として指定する。

(3) 知事は、1(1)の指定申請又は1(2)の更新の申請において、法第59条の第2項の各号のいずれかに該当し、指定自立支援医療機関の指定若しくは更新をしない場合は、申請者に対し、「指定自立支援医療機関指定申請却下通知書（様式21）」により通知する。

(4) 知事は、法第60条第1項の規定による指定の更新を承認したときは、病院又は診療所にあつては様式27、薬局にあつては様式28、指定訪問看護事業者にあつては様式29による「指定自立支援医療機関指定更新通知書」により指定自立支援医療機関に通知するとともに、告示する。

また、知事は、指定の更新の際に変更届の提出漏れが確認された場合は、指定自立支援医療機関に対し、速やかに変更届を提出させるなどの指導を行う。

(5) 知事は、法第64条の規定による変更の届出について、変更を承認したときは、指定自立支援医療機関に対し、「指定自立支援医療機関変更通知書（様式22）」により通知するとともに、名称又は所在地の変更については、告示する。

(6) 知事は、担当する医師又は薬剤師の変更の届出等があった場合は、変更後の医師又は薬剤師の経歴等を審査し、その結果が不相当と認められるときは、他の医師又は薬剤師への変更等の指導を行う。

(7) 知事は、規則第63条の規定による休止、再開、又は廃止の届出を受理したときは、指定自立支援医療機関に対し、「指定自立支援医療機関休止・再開・廃止通知書（様式23）」により通知するとともに、告示する。

(8) 知事は、法第65条の規定による辞退の申出を受理したときは、指定自立支援医療機関に対し、「指定自立支援医療機関指定辞退通知書（様式25）」により通知するとともに、告示する。

## 4 指定の取消し

知事は、指定自立支援医療機関が法第68条の各号のいずれかに該当し、その指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止する場合は、当該指定自立支援医療機関に対し、「指定自立支援医療機関指定取消通知書（様式24）」により通知するとともに、告示する。

## 第4 その他

1 知事は、規則第60条に定めるように良質かつ適切な自立支援医療を提供するための体制整備に努めるとともに、変更届出、更新申請等の必要な手続について、提出漏れが生じないように指定自立支援医療機関に対し必要な指導を行う。

特に有効期間の満了を迎える指定自立支援医療機関に対しては、予め更新の意向等を確認し、更新申請の手続が円滑に行われるよう取り組む。

2 知事は、指定自立支援医療機関の指定（更新も含む。）、名称及び所在地の変更、休止、

再開、廃止、指定の辞退並びに指定の取消しを行った場合は、自立支援医療の支給認定を受けている障がい者、障がい児の保護者及びその他関係機関等に対してホームページ等を通じて広く周知する。

附 則

- この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- この要領は、平成19年5月25日から施行する。
- この要領は、平成21年9月1日から施行する。
- この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- この要領は、平成23年9月8日から施行する。
- この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- この要領は、平成30年10月1日から施行する。
- この要領は、平成31年5月1日から施行する。

別表

医療機関による申請等様式一覧

区 分		申請・届出等に必要の関係書類	
育成・更生医療	指定	病院又は診療所	●様式 1、別紙 1-1、別紙 1-2、別紙 1-3、医師免許証（写）、保険医療機関の指定通知書（写） ○腎臓に関する医療を担当しようとする病院・診療所 別紙 1-4 ○小腸に関する医療を担当しようとする病院・診療所 別紙 1-5 ○心臓移植に関する医療のうち心臓移植術後の抗免疫療法を担当する病院・診療所 別紙 1-6 又は別紙 1-7 ○肝臓移植に関する医療のうち肝臓移植術後の抗免疫療法を担当する病院・診療所 別紙 1-8 又は別紙 1-9
		薬局	●様式 2、別紙 2-1、別紙 2-2、薬剤師免許証（写）、保険医療機関の指定通知書（写）、薬局の見取図
		指定訪問看護事業者等	●様式 3、別紙 3-1、保険医療機関の指定通知書等（写）
	変更	・医療機関の名称・所在地の変更 ・標榜している診療科のうち担当している医療の種類に関するものの変更 ・自立支援医療を行うために必要な設備の概要の変更 ・調剤のために必要な設備及び施設の概要の変更 ・開設者の名称又は所在地の変更	●様式 7、当該事実が判断できる書類 ●別紙 1-2 ●別紙 2-2
		病院又は診療所における担当する医師又は歯科医師の変更	●様式 7、別紙 1-1、別紙 1-3、医師免許証（写） ○腎臓に関する医療を担当しようとする病院・診療所 別紙 1-4 ○小腸に関する医療を担当しようとする病院・診療所 別紙 1-5 ○心臓移植に関する医療のうち心臓移植後の抗免疫療法を担当しようとする病院又は診療所 別紙 1-6 又は別紙 1-7 ○肝臓移植に関する医療のうち肝臓移植術後の抗免疫療法を担当する病院・診療所 別紙 1-8 又は別紙 1-9
		薬局における管理薬剤師の変更	●様式 7、別紙 2-1、薬剤師免許証（写）
		訪問看護ステーション等における訪問看護事業等に従事する職員の定数の変更	
		更新	病院又は診療所
		薬局	●様式 12
		指定訪問看護事業者等	●様式 13
精神通院医療	指定	病院又は診療所	●様式 4、別紙 4-1、医師免許証（写）、保険医療機関の指定通知書（写）
		薬局	●様式 5、別紙 5-1、薬剤師免許証（写）、保険医療機関の指定通知書（写）
		指定訪問看護事業者等	●様式 6、別紙 6-1、保険医療機関の指定通知書等（写）
	変更	・医療機関の名称・所在地の変更 ・標榜している診療科のうち担当している医療の種類に関するものの変更 ・開設者の名称又は所在地の変更	●様式 7、当該事実が判断できる書類
		病院又は診療所における担当する医師の変更	●様式 7、別紙 4-1、医師免許証（写）
		薬局における管理薬剤師の変更	●様式 7、別紙 5-1、薬剤師免許証（写）
		訪問看護ステーション等における訪問看護事業等に従事する職員の定数の変更	●様式 7、当該事実が判断できる書類
	更新	病院又は診療所	●様式 14
		薬局	●様式 15
		指定訪問看護事業者等	●様式 16
	辞退	●様式 8	
	休止・再開・廃止	●様式 9	

共通	以下の処分を受けたときの届出 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療法第 24 条、第 28 条、第 29 条</li> <li>・ 健康保険法第 95 条</li> <li>・ 介護保険法第 77 条第 1 項</li> <li>・ 医薬品医療機器等法第 72 条第 4 項、第 75 条第 1 項又は第 75 条の 2 第 1 項</li> <li>・ 再生医療推進法第 23 条、第 48 条又は第 49 条</li> <li>・ 臨床研究法第 20 条</li> </ul>	●様式 10、当該処分に係る通知書（写）
----	--	----------------------

知事による通知書様式一覧

	区分	通知文名称	様式番号
法第 59 条第 1 項	病院等（育成・更生）	指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定通知書	●様式 17
	病院等（精神）	指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定通知書	●様式 18
	薬局（共通）	指定自立支援医療機関指定通知書	●様式 19
	訪問看護（共通）	指定自立支援医療機関指定通知書	●様式 20
法第 59 条第 2 項	共通	指定自立支援医療機関指定申請却下通知書	●様式 21
法第 64 条	共通	指定自立支援医療機関変更通知書	●様式 22
規則第 63 条	共通	指定自立支援医療機関休止・再開・廃止通知書	●様式 23
法第 68 条	共通	指定自立支援医療機関指定取消通知書	●様式 24
法第 65 条	共通	指定自立支援医療機関指定辞退通知書	●様式 25
法第 60 条第 1 項	病院（育成・更生）	指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定更新通知書	●様式 26
	病院（精神通院医療）	指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定更新通知書	●様式 27
	薬局（共通）	指定自立支援医療機関指定更新通知書	●様式 28
	訪問看護（共通）	指定自立支援医療機関指定更新通知書	●様式 29

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定基準

- 1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程（平成18年厚生労働省告示第65号）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であり、かつ、病院及び診療所にあつては、原則として現に自立支援医療の対象となる身体障害の治療を行っていること。
- 2 保険医療機関として指定を受けていること。
- 3 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについて体制が整備されていること。

また、病院及び診療所にあつては、自立支援医療を行うため、担当しようとする医療の種類について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有しており、適切な標榜科が示されていること。なお、特に必要とされる体制及び設備は次のとおりであること。

- (1) 眼科に関する医療を担当する医療機関にあつては、ゴールドマン視野計又は自動視野計あるいはこれに準じる設備を有していること。
- (2) 心臓脈管外科に関する医療を担当する医療機関にあつては、心血管連続撮影装置及び心臓カテーテルの設備を有していること。
- (3) 心臓移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、移植関係学会合同委員会において、心臓移植実施施設として選定された施設であること。  
なお、心臓移植後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、心臓移植術実施施設又は心臓移植術後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により心臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。
- (4) 腎臓に関する医療を担当する医療機関にあつては、血液浄化療法に関する機器及び専用のスペースを有していること。
- (5) 腎移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、腎移植に必要な関連機器と血液浄化装置（機器）を備えていること。
- (6) 肝臓移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、移植関係学会合同委員会において肝臓移植実施施設として選定された施設であること又は「特掲診療料の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第63号）で定める生体部分肝移植術に関する施設基準を満たしている施設であること。

なお、肝臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、肝臓移植術実施施設又は肝臓移植術後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により肝臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。

- (7) 免疫に関する医療を担当する医療機関にあつては、各診療科医師の連携により総合的なHIV感染に関する診療の実施ができる体制及び設備であること。
- (8) 薬局にあつては、複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験のある管理薬剤師を有していること。また、通路、待合室など、身体障害に配慮した設備構造等が確保されていること。

なお、新規開局する保険薬局にあつては、当該薬局における管理者（管理薬剤師）が過去に他の指定自立支援医療機関において、管理者（管理薬剤師）としての経験を有している実績があり、かつ、当該薬局に十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。

- また、通路、待合室など、身体障害に配慮した設備構造等が確保されていること。
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事

業者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあつては、原則として現に育成医療又は更生医療の対象となる訪問看護を行っており、かつ、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。また、そのために、必要な職員を配置していること。

4 病院及び診療所にあつては、指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師が、次に掲げる要件を満たしていること。

(1) 当該指定自立支援医療機関における常勤の医師又は歯科医師であること。

ただし、歯科矯正に関する医療を主として担当する歯科医師にあつては、当該指定自立支援医療機関において、障害の治療に対する診療時間が十分に確保され、当該医師が不在の場合においても、当該指定自立支援医療機関の常勤歯科医師による応急的な治療体制が整備されている場合については、専任の歯科医師でも差し支えない。

(2) それぞれの医療の種類の特科科目につき、適切な医療機関における研究、診療従事年数が、医籍又は歯科医籍登録後、通算して5年以上あること。適切な医療機関とは、大学専門教室（大学院を含む。）、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院又はそれぞれの医療の分野における関係学会の規約、規制等に基づく教育病院、教育関連病院等を指すものであること。

(3) 中枢神経、心臓移植、腎臓、腎移植、小腸、肝臓移植及び歯科矯正に関する医療を主として担当する医師又は歯科医師にあつては、(1)及び(2)に掲げる要件のほか、次の事項についても審査すること。

ア 中枢神経に関する医療

これまでの研究・診療経験と、育成医療又は更生医療で対象としている医療内容に関連性が認められるものであること。

イ 心臓移植に関する医療

心臓移植関連学会協議会・施設認定審議会の施設認定基準における心臓移植経験者であること。

なお、心臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は心臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

ウ 腎臓に関する医療

血液浄化療法に関する臨床実績が1年以上あること。

エ 腎移植に関する医療

腎移植に関する臨床実績が3例以上あること。

オ 小腸に関する医療

中心静脈栄養法について20例以上、経腸栄養法について10例以上の臨床経験を有していること。

カ 肝臓移植に関する医療

生体部分肝移植術又は同種死体肝移植術に関する臨床実績が3例以上あること。

なお、肝臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は肝臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

キ 歯科矯正に関する医療

これまでの研究内容と口蓋裂の歯科矯正の臨床内容とに関連性が認められ、かつ、5例以上の経験を有していること。

指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定基準

- 1 指定自立支援医療機関（精神通院医療）療養担当規程（平成18年厚生労働省告示第66号）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であること。
- 2 保険医療機関として指定を受けていること。
- 3 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行える体制が整備されていること。また、病院及び診療所にあつては、自立支援医療を行うため、担当しようとする精神医療について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な体制を有しており、適切な標榜科が示されていること。
- 4 病院及び診療所にあつては、指定自立支援医療を主として担当する医師が、次に掲げる要件を満たしている保険医療機関であること。

ただし、当該保険医療機関における精神障害を有する者に対する医療の体制、当該保険医療機関の地域における役割等を勘案し、指定自立支援医療機関として指定することが適当であると認められる病院又は診療所にあつては、（1）のみ満たしている医師であること。

  - （1）当該指定自立支援医療機関に勤務（非常勤を含む。）している医師であること。
  - （2）保険医療機関における精神医療についての診療従事年数が、医籍登録後通算して3年以上あること。

また、精神医療についての診療従事年数には、てんかんについての診療を含み、臨床研修期間中に精神医療に従事していた期間も含むものであること。
- 5 薬局にあつては、複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ十分な調剤実務経験のある管理薬剤師を有していること。

なお、新規開局する保険薬局にあつては、当該薬局における管理者（管理薬剤師）が過去に他の指定自立支援医療機関において、管理者（管理薬剤師）としての経験を有している実績があり、かつ、当該薬局に十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。
- 6 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあつては、指定自立支援医療機関（精神通院医療）療養担当規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。また、そのために、必要な職員を配置していること。